

特定金属くず買受業に関するお知らせ

(令和8年5月11日時点)

令和8年6月1日、金属盗対策法が施行されます。

○ 金属盗対策法（特定金属くず買受業）の概要

当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属（銅及び政令で定める金属）により構成された金属を「特定金属くず」と規定します。

「特定金属くず」の買受けを行う業者（特定金属くず買受業者）を営む場合、その営業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければなりません。

○ 特定金属くず買受業の規制の考え方

銅製の金属くず買受業者の規制対象商品（特定金属くず）となり得る品目（一例）

※ 銅製の金属くずは、原則として「特定金属くず」に該当します。

- ・ 銅管
- ・ バルブ（真鍮製のもの）
- ・ 銅くず（物品を製造する過程において生ずるものを除く。）
- ・ エアコンの室外機（古物に該当するものを除く。）

○ 届出に関すること

届出は令和8年6月1日から受け付けます。

※ 特定金属くず買受業者の届出

事業者の営業所ごとに届出してください。

※ 届出の窓口

- 1 鹿児島県内に営業所を設けようとする場合
鹿児島県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課
- 2 上記以外の場合
営業所を管轄する警察署（詳しくは営業所を管轄する警察署にお問い合わせください。）

※ 届出に関する添付書類

- 1 営業所及び特定金属くずの保管場所の平面図並びにそれらの周囲の略図
- 2 特定金属くず買受業を営もうとする方が個人である場合にあっては、住民票の写し
- 3 特定金属くず買受業を営もうとする方が法人である場合にあっては、定款、登記事項証明書及び代表者の住民票の写し

※ 手数料

なし

※ 今後も届出書の様式や広報リーフレットなどを本ホームページに掲載し更新しますので、再度、本ホームページの確認をお願いします。

